

郵便による転出届

筑前町長あて

下記のとおり住所を変更しました（します）ので届出します。

届出人：氏名

㊟（署名している場合は押印不要）

連絡先：（

）

－

※必ず昼間、連絡が取れる番号を必ず記入してください。

転出年月日（新しい住所に住み始めた（る）日）		年	月	日	
今までの住所	筑前町				
	世帯主：				
新しい住所	都道	市			
	府県	郡			
世帯主：					
ふりがな		転出者の氏名	生年月日	旧住所での世帯主との続き柄	性別
1			大・昭・平・令		男・女
			年 月 日		
2			大・昭・平・令		男・女
			年 月 日		
3			大・昭・平・令		男・女
			年 月 日		
4			大・昭・平・令		男・女
			年 月 日		
5			大・昭・平・令		男・女
			年 月 日		
特例転出（有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳をお持ちの方のみ）を希望する場合□に✓してください。					
□ 特例転出を希望します。 ※【特例転出について】をご確認ください。					

～同封するもの～

- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証などの写し）
- 転出者とは別世帯の人が代理で届け出る場合は、転出者からの「委任状」
- 返信用封筒（切手を貼り、新住所と氏名を記入したもの）
- お持ちの方のみ（筑前町で発行した下記の証）
国民健康・後期高齢者保険証、各種医療証、介護保険被保険者証

<送付先>〒838-0298
福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地
筑前町役場 住民課
☎0946-42-6606

【特例転出について】

特例転出は、転出する方の中に、有効なマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを持っている方がいる場合に行うことができます。

特例転出の場合、紙の転出証明書を添付せずに転入届を出すことができます。

郵便による転出届の際、返信用封筒は不要です。

カードをお持ちの方で特例転出を希望しない場合は、紙の転出証明書を発行いたします。

特例転出を希望された方には、転出の処理が完了次第お電話いたします。

必ず、日中ご連絡が取れる電話番号を記入してください。

連絡後にカードを持って転入手続きを行ってください。(カードの持参がなければ手続きができません。)

※カードを用いた転入届は、転入した日から14日以内かつ転入届に記入した異動日から30日以内に必ず届出を行ってください。この期間を経過すると、カードを継続して利用ができなくなり、転入届の際に転出証明書が必要になります。また、マイナンバーカードの再発行には手数料がかかります。(新住所の市町村で再発行の手続きを行ってください。)

次の場合は、特例転出ができませんのでご注意ください。

- カードを紛失している場合
- カードの有効期限が切れている場合
- 転出日から14日以上経過している場合

マイナンバーカード



住民基本台帳カード

